

[事案 2023-110] 保険関係費用等情報開示等請求

・令和6年1月22日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金の計算根拠の情報開示等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に契約した2件の変額保険について、令和3年3月に解約したが、以下の理由により、保険関係費用、保険料の差引割合および解約返戻金の計算式等の情報の開示を求める（請求①）。これらの情報開示ができない場合には、本契約を取消し既払込保険料を返還してほしい（請求②）。

- (1) 保険会社は、自分のお金を預かり、運用し、解約返戻金を支払ったのだから、それに対して何%でいくら保険料を引いて解約返戻金を支払ったのかを開示する信義則上の義務がある。
- (2) 保険関係費用、保険料の差引割合および解約返戻金の計算式等を開示、説明できないのであれば、自分にとって一方的な不利益である。
- (3) 契約締結の際、募集人から、設計書等により運用実績の具体的な説明はされたが、その運用益に対して税金が差し引かれるということの説明は受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険関係費用等の金額等は、開示していない情報である。保険関係費用等について具体的な金額等を契約者に表示することができないことは、契約締結前交付書面の注意喚起情報にも記載されている。
- (2) 契約締結前交付書面には、税務の取扱いに関する項目があり、募集人は、契約申込手続に入る前、これを用いて注意事項を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①については、その性質上裁定を行うに相当でないと認められることから打切りとし、請求②については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。